

行政法
9

次は、警察の活動上の原理のうち、人権尊重主義に起因する原則についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 国民の権利・自由を制限し、義務を課すことは、法律で規定された場合のほかは行うことができないとする原則は、人権尊重主義に起因する原則といえる。
- (2) 個々の規定で複数の手段を選択することができるときには、最も人権の制約の程度が低い手段を選択しなければならない。
- (3) 法律が許容する実力行使をする場合には、その規定の要件を満たし、かつ、目的達成のために必要最小限度でなければならない。
- (4) 警察活動をする場合には、国民に与える不利益を上回る公益上の利益(警察の目的達成上の必要性)がなければならない。
- (5) 形式的には法律上の権限行使の要件を満たしても、実質的にみて、権限行使の必要性がない場合には、当該権限の行使は認められない。



行政法
10

次は、職務質問の要件についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 不審者に対する職務質問は、具体的な犯罪に関わっているか不明な者であっても、この疑いがあれば対象となる。
- (2) 職務質問は、被害者等の参考的な立場にある者に対しても行うことができる。
- (3) 職務質問は、相手方に警察官であることを了知させて行わなければならぬが、制服警察官の場合は、その外観から警察官であることが分かるため、警察手帳等を示すことまでは必要ない。
- (4) 停止させた者に質問を行う場合において、質問に答えるよう相手方を説得することはできるが、質問に答えるよう強要することはできない。
- (5) 職務質問における停止の求めに応じることなく立ち去ろうとする者に対し、説得のためにその前に立ち塞がるなどの一時的な実力行使は認められるが、相手方の肩や腕に手をかけて呼び止めることはできない。

行政法
11

次は、地自法に規定する「住民による直接請求」が認められているものを列挙したものであるが、誤りはどれか。

- (1) 都道府県知事の解職請求
- (2) 都道府県議会の解散請求
- (3) 都道府県の事務の執行に関する監査の請求
- (4) 都道府県公安委員会の委員の解職請求
- (5) 地方税の賦課徴収に関する条例の改廃請求

刑法
12

次は、刑法の場所的適用範囲についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 刑罰法規の場所的適用範囲について、我が国は属人主義を基本原則とし、これを属地主義及び保護主義・世界主義で補充している。
- (2) 属人主義とは、「国民の国外犯」として、日本国民が国外で犯した一定の重大な犯罪については、我が国の刑法を適用できるとする原則をいう。
- (3) 属地主義とは、「国内犯」として、我が国の刑法を、犯人の国籍を問わず、日本国内において罪を犯した全ての者に適用できるとする原則をいう。
- (4) 保護主義とは、「すべての者の国外犯」「国民以外の者の国外犯」として、日本の国家的利益や社会的利益を保護するため、更に国外の日本国民を凶悪な犯罪から保護するため、一定の犯罪については、国外で犯された場合であっても犯人の国籍を問わず、我が国の刑法を適用できるとする原則をいう。
- (5) 世界主義とは、「条約による国外犯」として、条約に基づく場合は、日本国外であっても、全ての者に我が国の刑法が適用できるとする原則をいう。

職務質問の要件

- (1) 正しい。 職務質問の対象となる挙動不審者は、「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」であり(警職法 2条1項)、相手方が、犯罪に関わっている疑いがあれば、犯罪捜査の端緒取得のために職務質問を行うことができる。
- (2) 正しい。 職務質問は、挙動不審者のほか、「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者」(参考人の立場にある者)に対しても行うことができる(警職法 2条1項)。
- (3) 正しい。 制服警察官は、その外観から警察官であることを了知させることができるために、警察手帳等を示さなくても法的に問題はない(東京高判昭55.9.4.)。
- (4) 正しい。 質問に答えるよう相手方を説得する場合において、答弁を強要してはならず(警職法 2条3項)、その説得が相手方の意思を制圧するような態様になることは許されない。
- (5) 誤り。 立ち去ろうとする者について、依然として不審な状況が強く、停止させて質問を行う必要性が高い場合には、説得に必要な限度で一時的な実力行使が認められている。相手方の身体の自由を直接制圧することは許されないが、枝文のように肩や腕に手を掛けて呼び止めるような軽微で一時的なものは許される(最決昭29.7.15.)。

住民による直接請求

- (1) 正しい。 地自法81条1項は、「選挙権を有する者は、政令に定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる」と規定している。なお、連署の必要数については、総数が40万を超える場合及び80万を超える場合に、それぞれ特則がある。
- (2) 正しい。 地自法76条1項は、「選挙権を有する者は、政令に定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる」と規定している。なお、連署の必要数については、上記(1)と同一である。

- (3) 正しい。 地自法75条1項は、「選挙権を有する者は、政令に定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる」と規定している。
- (4) 正しい。 地自法86条1項は、「選挙権を有する者は、政令に定めるところにより、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる」と規定している。なお、連署の必要数については、上記(1)及び(2)と同一である。
- (5) 誤り。 地自法74条1項は、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く)の制定又は改廃の請求をすることができる」と規定しており、枝文の「地方税の賦課徴収に関する条例の改廃請求」は除かれているので、誤り。

【参照】 LG行政法第7版 p.36, 37

刑法の場所的適用範囲

- (1) 誤り。 現行刑法は、刑罰法規の場所的適用範囲について、属地主義(刑法1条)を基本原則としており、これを属人主義(刑法3条・3条の2)及び保護主義(刑法2条)・世界主義(刑法4条の2)で補充している。
- (2) 正しい。 刑法3条には、「国民の国外犯」として属人主義が規定されている。属人主義により、我が国の刑法が適用できる罪としては、私文書偽造罪等の社会的法益に対する罪や、窃盗罪等の重要な個人的法益に対する罪等が挙げられる。
- (3) 正しい。 刑法1条には、「国内犯」として属地主義が規定されている。なお、日本国内とは、日本の領土、領海及び領空をいい、また、日本国外にある日本船舶又は日本航空機内で犯された罪にも、我が国の刑法を適用することができる。
- (4) 正しい。 刑法2条の「すべての者の国外犯」、及び刑法3条の2の「国民以外の者の国外犯」が保護主義に当たる。保護主義により、我が国の刑法が適用できる罪は、通貨偽造罪等の社会的法益に対する罪や、日本国民に対する殺人罪等の個人的法益に対する罪等である。

刑 法

かわいいの☆
P.22

- 3 A子(13歳)が家出をする際、一時的に泊まらせてくれる女性を探していることをSNS上で知った甲男は、わいせつ行為をしようと企て、自らをB女であると偽り、B女が自宅に招いているかのように装って、A子にメッセージを送信した。A子はメッセージを信じ、待ち合せ場所に行ったり、甲男がいたため不審に思うも、甲男が「B女に頼まれた」と言って近づいて来たため、甲男が運転する車に乗車した。2キロメートルほど車で走行した際、A子がB女宛てにメッセージを送信したところ、車内で甲男の携帯電話が鳴ったため、甲男は自己がB女であると認め、その場でA子を下車させた。
この場合における甲男の刑責について述べなさい。

POINT 各罪の意義、客体及び行為等を端的に説明し、わいせつ目的拐取罪と未成年者拐取罪の関係及び拐取罪と監禁罪の罪数関係について記述する。

わいせつ目的誘拐罪及び監禁罪【事例】

- 答案構成▶ 1 結 論
2 わいせつ目的拐取罪
3 監禁罪
4 罪 数
5 事例の検討

■■■■■ 答案例 ■■■■■

1 結 論

甲男は、わいせつ目的誘拐罪及び監禁罪の刑責を負い、両罪の関係は併合罪となる。

2 わいせつ目的拐取罪

- (1) 意 義
わいせつ目的で、人を拐取することで成立する罪である。

- (2) 目 的
わいせつ目的を有することが必要である(目的犯)。わいせつ目的とは、被拐取者の性的自由を侵害する目的をいう。

- (3) 客 体
成人者・未成年者、男女いずれも客体となる。未成年者をわいせつ目的で拐取した場合、わいせつ目的拐取罪のみが成立し、未成年者拐取罪はそれに吸収される。

note

▶1 刑法225条(営利目的等略取及び誘拐)

営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取り、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

▶2 刑法224条(未成年者略取及び誘拐)

未成年者を略取り、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

▶3 東京高判昭31.9.27

4 行 为

略取及び誘拐(拐取)である。略取とは、暴行・脅迫を手段として、不法に他人をその生活環境から離脱させ自己又は第三者の事実的支配下に置くことをいう。誘拐とは、欺罔・誘惑を手段として、不法に他人をその生活環境から離脱させ自己又は第三者の事実的支配下に置くことをいう。

5 未遂(着手)と既遂

ア 未遂(着手)

略取・誘拐後にわいせつ行為を開始した時点ではなく、わいせつ目的に基づいて略取・誘拐の手段を開始した時点で実行の着手が認められる。

イ 既 遂

略取・誘拐行為によって被拐取者を自己又は第三者の事実的支配下に置いた時に既遂となる。わいせつ目的を達することができなかつた時も既遂となる。

3 監禁罪

(1) 意義・保護法益

不法に人を監禁することを内容とする犯罪である。保護法益は、人の身体の場所的移動の自由である。裁判例は、この移動の自由を可能的自由、すなわち、仮に移動しようと思えば移動し得る自由であると解している。

(2) 客 体

人(自然人)である。意思能力がなくても、自然的・事実的意味で任意に行動できる者であれば、本罪の客体となる。

(3) 行 为

一定の区域からの脱出を不可能又は著しく困難にして、移動の自由を奪うことである。部屋に閉じ込めて外から鍵を掛けるといった有形的方法による場合だけでなく、被害者の錯誤を利用する場合や、脅迫を手段とするなどの無形的方法により脱出を困難にする場合も監禁行為となる。

4 罪 数

拐取罪と監禁罪の関係について、拐取の手段として監禁が行われた場合には、拐取罪と監禁罪は観念的競合となり、拐取後に引き続いて監禁が行われた場合には、拐取罪と監禁罪は併合罪となるとされている。

▶4 刑法220条(逮捕及び監禁)
不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

▶5 広島高判昭51.9.21

▶6 京都地判昭45.10.12

▶7 最決昭33.3.19

▶8 東京高判昭40.6.25

▶9 刑法54条1項(1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合等の処理)
1個の行為が2個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

▶10 刑法45条(併合罪)

確定裁判を経ていない2個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があったときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

▶11 最決昭58.9.27